

## 第 1 条 (目的)

Personal 30 (以下「本クラブ」といいます。)は、会員(本会則第 4 条所定の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです。)が本クラブの施設を構成する各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

## 第 2 条 (会員制)

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員による本クラブの利用範囲、条件、および施設運営システム(会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。)については、別に定めます。
3. 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証や静脈情報等の会員本人であることを確認するための情報を提示します。

## 第 3 条 (入会資格)

1. 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
  - (1) 各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
  - (2) 本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。
  - (3) 本会則に同意いただくこと。
  - (4) 暴力団関係者でないこと。
  - (5) 刺青(ファッションタトゥーを含みます。)をされていないこと。
  - (6) 18歳以上であること。
  - (7) クレジットカードでの決済が可能なこと。
  - (8) 過去にコナミススポーツ株式会社の運営する各施設の会則に違反する行為を行っていないこと。
  - (9) 過去にコナミススポーツ株式会社より会員契約を解約されていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
2. 会員は、本クラブに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを保証します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
  - (5) その他前各号に準ずるもの
3. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証します。
4. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
5. 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

## 第 4 条 (入会手続)

1. 本クラブに入会しようとするときは、所定の手続により入会申込を行い、本クラブによる審査を受けたうえ、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員は、入会后、本クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第 7 条第 1 項に定める諸費用を支払います。
4. 未成年の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の手続によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
5. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します

## 第 5 条 (届出内容変更手続)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

2. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着しまたは届かなかつた場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

## 第 6 条 (個人情報保護)

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報等保護方針」、「Personal 30 ご利用者の個人情報の取扱いについて」にしたがって管理します。

## 第 7 条 (諸費用)

1. 会員種別毎の入会金および会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます)は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて、クレジットカードでの決済または本クラブが定める支払方法により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

## 第 8 条 (会員たる地位の相続・譲渡)

本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

## 第 9 条 (会員以外の施設利用)

本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

## 第 10 条 (諸規則の遵守)

会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

## 第 11 条 (禁止事項)

会員は、次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます。)や施設スタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- (12) 本クラブの施設内の秩序を乱す行為。
- (13) 自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為。
- (14) 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。
- (15) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

## 第 12 条 (損害賠償責任免責)

1. 会員は、細心の注意を払ってトレーニング指導を受けるものとし、トレーニング実施中に会員の不注意により発生した事故および怪我について、本クラブに故意または過失のない限り、本クラブは一切責任を負わないものとします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

## 第 13 条 (持込物に関する責任)

1. 本クラブは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
2. 本クラブは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。
3. 本クラブは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。
  - (1) 現金及び有価証券
  - (2) その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物
  - (3) 建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの

- (4) 携帯電話用装置
- (5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
- (6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード
- (7) 動物
- (8) テニスラケット、ゴルフクラブその他これらに類似する器具
- (9) 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物

#### 第 1 4 条 (会員の損害賠償責任)

会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

#### 第 1 5 条 (休会)

本クラブの一部の会員種別においては、休会制度を設ける場合があります。

#### 第 1 6 条 (退会)

会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた期日までに、本クラブ所定の書面により手続を完了することにより、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるものとします。なお、会員は本クラブに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

#### 第 1 7 条 (施設の利用制限・禁止、契約解約)

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第 7 条第 1 項に定める諸費用を支払います。
  - (1) 第 3 条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
  - (2) 本会則その他本クラブの定める諸規則に違反したとき。
  - (3) 支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。）。
  - (4) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
  - (5) 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申立があったとき。
  - (6) 第 4 条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が 1 年以上継続した場合。
  - (7) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
  - (8) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
  - (9) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
  - (10) 妊娠していることが判明したとき。
  - (11) 法令に違反したとき。
  - (12) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

#### 第 1 8 条 (施設の休業および閉鎖)

1. 本クラブは、施設毎に定期休業日を設定することができます。
2. 本クラブは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
  - (1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
  - (2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
  - (3) 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
  - (4) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
  - (5) その他、本クラブが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
3. 前二項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。
4. 本クラブは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

#### 第 1 9 条 (諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)

本クラブは、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して原則として 1 ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

#### 第 2 0 条 (会則の改正)

原則として本クラブは 1 ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

#### 第 2 1 条 (告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

#### 第 2 2 条 (トレーニングにおける注意事項等)

1. トレーニング（特にストレッチや測定）を実施する際、身体に触れて指導を実施することがあります。
2. 会員は、トレーニングが、医療行為及び医業類似行為とは異なること、本クラブの提供するサービスは体力向上やコンディション（調子）を整える指導やアドバイス、または情報提供に留まることを理解したうえで契約するものとします。
3. 会員は、パーソナルトレーニング申込時に本クラブに対し提出した、本クラブ指定のチェックリストの内容が事実と反しないことを保証するものとし、トレーニング実施日当日のコンディションを本クラブに申告するものとします。
4. 本クラブは、会員の申告に基づき、当日のトレーニングを実施するか決めるものとします。また、本クラブは、トレーニング中、会員が体調不良と認められる場合、トレーニングを中止する場合があります。
5. チェックリストに記載のない事由または本クラブに申告しなかった事由によって、会員に発生した傷害等については、本クラブは一切責任を負わないものとします。
6. 会員は、トレーニング中、身体に痛みや何らかの違和感を感じる運動や動きがある場合は、速やかに担当インストラクター（パーソナルトレーナー）に伝えるものとします。

コナミスポーツ株式会社 2024. 2. 9 制定

## 「Personal 30 プログラム予約申込サービス」利用規約

コナミスポーツ株式会社(以下「当社」といいます。)が定める本規約は、「Personal 30 マイページ」(以下「マイページ」といいます。)の利用者が、マイページ内の Personal 30 プログラム予約申込サービス(以下「本サービス」といいます。)を利用する際の条件を定めるものです。

本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読み頂いたうえで、本規約に同意頂く必要があります。

### 第1条(適用)

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者とは当社との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されます。利用者が本サービスを利用するに当たっては、本規約に定める事項に従うものとします。

2. 利用者は、本サービスの利用にあたって、事前にマイページへの登録を行うものとします。本規約に定めのない事項は、「Personal 30 マイページ 利用規約」(以下「マイページ利用規約」といいます。)の定めが適用されます。本規約とマイページ利用規約の定めが矛盾する場合、本規約の定めが優先します。

### 第2条(本サービス)

本サービスとは、インターネットを通じ、当社が指定する方法により、当社が運営する「Personal 30」(以下「本施設」といいます。)で実施される各種プログラムの参加申し込みを受け付けることをいいます。

### 第3条(プログラム参加契約の成立)

本サービスによるプログラム参加申込は、予約完了の表示がブラウザ画面上に表示されたとき、または、確定した契約内容を通知するEメールが発行されたときに完了し、その時点をもって利用者とは当社との間でかかるプログラム参加契約が成立するものとします。

### 第4条(参加可能本数等)

1. 利用者は、当社が指定する本数まで、プログラム参加を行うことができます。

2. 利用者は、利用者本人分以外のプログラム参加契約を申し込むことができず、第三者のために申し込むことはできません。

### 第5条(支払条件)

本サービスにより成立したプログラム参加契約にかかる料金は別途定めます。支払方法は、クレジットカードでの決済または当社が別途定める手段となります。

### 第6条(当社からのプログラム参加契約の解除)

当社は、利用者による Personal 30 会員会則に違反する行為があると認められる場合、マイページ利用規約に違反する行為があると認められる場合、または利用者が Personal 30 会員でなくなった場合、事前の通告なく、プログラム参加契約を解除することができるものとします。この場合であっても、当社は利用者に対し、支払済みの参加料金の返金は致しません。

### 第7条(利用者からのプログラム参加契約の解除)

1. 利用者は、プログラム参加契約を解除するには、当社が別途指定する期限までに所定の手続をとる必要があります。利用者が当社の指定する期限までに解除手続を行わなかった場合、プログラム参加の有無にかかわらず、利用料が発生し、プログラムに参加したものとして取り扱われます。

2. 利用者が、プログラムに参加しないに関わらず、解除手続を行わなかった場合、別途当社が指定するペナルティが課される場合があります。

### 第8条(会員会則の順守)

利用者は、本施設を利用するときは、Personal 30 会員会則を順守します。

以上  
コナミスポーツ株式会社  
2024年2月9日制定

## 「Personal 30 マイページ」利用規約

本規約は、コナミスポーツ株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するサイト「Personal 30 マイページ」及び当該サイトにて提供される Personal 30 の利用者向けのサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）をご利用いただくための条件を定めるものです。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読み頂いたうえで、本規約に同意頂く必要があります。

### 第 1 条（適用）

本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者当社との間の本サービスに関わる一切の關係に適用されます。なお、本サービス内の個別の提供サービスが独自の規約（以下「個別規約」といいます）または運営方針等の諸規定（以下「運営方針等」といいます）を定め、本規約と競合する規定がある場合は、個別規約および運営方針等の定めが優先します。また、本規約に定めのない事項について個別規約または運営方針等が定める場合、本規約を補完するものとします。

### 第 2 条（登録）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 当社は、当社の基準に従って、第 1 項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合には、その旨を登録申請者に通知します。登録申請者による本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）としての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
3. 前項に定める登録の完了時に、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が利用者と当社との間に成立し、利用者は本サービスを本規約に従い利用できるようになります。
4. 当社は登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
  - (1) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (2) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
  - (3) 登録希望者が過去当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断し

た場合、

- (4) 第 13 条に定める措置を受けたことがある場合
- (5) その他、当社で登録を適当でないと判断した場合

### 第 3 条 (利用者情報)

1. 当社は利用者による本サービスの利用に関して、又は当社の本サービスの管理目的で利用者の携帯端末、ハードウェア、ソフトウェア、オンライン接続の情報（携帯端末の個人識別番号を含みます）を取得する場合があります。また、本サービスの種類によっては、追加で情報が必要となる場合があります。

2. 利用者が前項の定めに従い提供いただく情報が個人情報にあたる場合、利用者は「個人情報保護に関する方針及びお知らせ」の内容に同意をした上で、当社へ利用者の個人情報を提供することとします。「個人情報保護に関する方針及びお知らせ」には、当社が利用者の個人情報を収集する目的や当社の個人情報の収集方法ならびに利用方法が定められています。利用者が当社に個人情報を提供した場合、利用者は上記に従った当社による利用者の個人情報の収集及び利用につき同意したものとみなされます。

### 第 4 条 (有料サービスの利用)

1. 利用者が本サービス内の Personal 30 プログラム予約申込等の有料サービスを利用する場合、利用者は、当社が指定する決済手段により有料サービスの利用料金を支払うものとします。有料サービスの利用料金の決済手段等の詳細については、本サービスの公式サイトに別途定めます。

2. 当社は、次の場合、利用者への有料サービスの販売・提供を停止することができます。

- (1) 有料サービスの利用料金が決済できなかった場合
- (2) 有料サービスの利用料金の決済時に不正があったと当社が認めた場合
- (3) お客様が第 8 条に定める禁止事項を含む、本規約の一部又は全部に違反した場合

### 第 5 条 (利用者の責任)

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要なパーソナルコンピューター、電子機器、携帯電話、通信機器、端末機、オペレーションシステム、通信手段及び電力等を、利用者の費用と責任で用意しなければなりません。

2. 利用者は、自らが本サービスを利用してなした一切の行為とその結果について責任を負います。

3. 当社は、利用者が本規約に違反して、本サービスを利用していると認めた場合、第 13 条の他、当社が必要且つ適切と判断する措置を講じることができます。但し、当社は、当該違反を防止又は是正する義務を負いません。

4. 当社は、前項の措置により、利用者にした損害について一切責任を負いません。

5. 利用者は、本サービスを利用して、その故意又は過失により（利用者の利用を原因として、当社が第三者からクレームを受けた場合を含みますがそれに限られません。）、当社が直接的又は間接的に被った損害（弁護士費用を含みます。）を、賠償する義務を負います。

#### **第6条（利用者の情報の正確性及び変更）**

1. 利用者は、本サービスの利用に関し、当社に提供した自身の個人情報に正確であることを保証します。

2. 利用者は、当社に提供した自身の個人情報に変更があったときは、直ちに当社が定める所定の方法により変更手続きをするものとします。

3. 利用者は、前項に定める手続きを怠った場合、それにより被る不利益（当社からの通知の不到達等を含みますがそれに限られません。）を負担する義務を負います。

#### **第7条（当社の権利について）**

1. 本サービス内に表示されるコンテンツ（文章、音声、音楽、画像、動画、コードその他の情報を含みますが、それらに限られません。以下本条において「コンテンツ」といいます。）並びに本サービスに採用されているプログラム（以下本条において「プログラム」といいます。）に関する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ及びパブリシティー権等その他の権利を含みますが、それらに限られません。以下、同じです。）は、当社又は当社に使用許諾を与える第三者に帰属します。

2. 当社は、利用者が本サービスの提供を受けることを唯一の目的とする範囲で、利用者に対し、コンテンツ及びプログラムに関する知的財産権を利用する譲渡不能且つ再許諾不能な権利を非独占的に付与します。

3. 前項に定める利用権には、コンテンツ及びプログラムに関する知的財産権を、利用者が本サービスの提供を受ける範囲を超えて利用（実施権の行使、複製、録音、録画、上演、演奏、上映、公衆送信、送信可能化、口述、展示、譲渡、頒布、貸与、翻訳、翻案、実演、放送、有線放送を含みますがそれらに限られません。）することは含まれません。

4. 本サービスにおいて、「購入」又は「販売」等の表示がされている場合であっても、コンテンツ及びプログラムに関する知的財産権は利用者に移転せず、第2項及び前項に定める範囲の利用権だけが付与されます。

#### **第8条（利用者資格の譲渡及び承継等）**

利用者は、本サービスに関し、当社に対し有する権利又は負担する義務を、第三者に移転、引き受けさせ若しくは譲渡又は担保に供する等その他の処分をすることができません。

#### **第9条（非保証）**

1. 当社は、本サービスが、利用者の特定の目的に適合すること並びに期待される機能、安

全性、信頼性、完全性、有効性、商品的価値、正確性及び有用性等を有することを明示的にも黙示的にも保証いたしません。

2. 当社は、本サービスの接続環境等に関して保証するものではありません。

3. 当社は、本サービスと特定のソフトウェアとの互換性を保証するものではありません。

#### 第10条（免責事項）

1. 当社は、利用者が本サービスの利用により被った損害のうち、逸失利益に対する損害等消極損害及び間接損害については賠償する責任を負いません。

2. 当社は、利用者が本サービスの利用により被った損害のうち、特別な事情により生じた損害は、当社がそれを知り又は知り得た場合であっても賠償責任を負いません。

3. 当社は、当社の責めにより、利用者が登録した情報等が消失（利用者自身が削除した場合はいかなる場合も利用者の責任で対処頂く必要があります、その削除による損害は利用者の負担となります。）し、又は第三者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲で登録情報等の復旧に努め、その復旧努力をもって、当該登録情報等の消失又は改ざんによる損害賠償をする責めを免れます。

4. 当社が利用者に損害賠償義務を負った場合、その賠償額の上限は、利用者が損害を受けたときから遡った12か月の間に支払った Personal 30 会員月会費又は都度利用料の総額を上限とします。

5. 前四項の免責規定は、当社が、故意又は重過失により利用者に損害を与えた場合は適用致しません。

6. 当社は、本サービスに関し、利用者と本サービスを利用される他の利用者又はその他の第三者との間に生じた取引、連絡及び紛争等については一切責任を負いません。

#### 第11条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、次のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をおこなってはなりません。

（1）法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。

（2）犯罪行為若しくは犯罪に結びつく行為又はそれらのおそれのある行為

（3）公序良俗に反する行為

（4）第三者のメールアドレス若しくは個人情報などを不正に利用する行為

（5）当社に対して虚偽の申告、届出を行う行為

（6）利用者の利用権を第三者に譲渡する行為

（7）本サービスの運営を妨害する行為又は当社の信用を毀損する行為

（8）長時間若しくは多数回、当社に同一内容の問い合わせを繰り返し、又は、当社若しくは他の利用者に義務及び理由等のないことを強要する行為

- (9) 当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (10) 重複登録
- (11) なりすまし登録を行う等、第三者に成りすますこと
- (12) 当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (13) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (14) 当社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- (15) チートツール等、技術的手段を利用して本サービスを不正に操作する行為
- (16) 本サービスの不具合を意図的に利用する行為
- (17) 本サービスに関し、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル又はソースコードの引き出しを試みる等、解析をする行為
- (18) 本サービスの他の利用者のID又はパスワードを利用する行為
- (19) 当社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘又は営業行為
- (20) 本サービスの他の利用者の情報の収集
- (21) 当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に不利益、損害又は不快感を与える行為
- (22) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (23) その他、当社が不適切と判断する行為

## 第12条 (利用の終了)

1. 利用者は、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスから退会し、自己の利用者としての登録を抹消することができます。
2. 利用終了となった場合、利用者が本サービス内又は本サービスにより保存していた情報は失われ、復旧できなくなります。当社は当該情報を復旧させる義務を負いません。

## 第13条 (当社による本契約の解約)

1. 当社は、利用者が以下の各号に該当した場合、利用者に催告通知することなく、本契約を解約し、利用者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。なお、当社が本項に基づき本契約を解約したこと、及び本サービスの提供を中止することにより発生した利用者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (4) 第2条第4項各号に該当する場合



- (5) 第4条に定める利用料金が決済できなかった場合
- (6) 過去に当社が提供するサービスの会員登録や利用をお客様の責に帰すべき事由により解約されていることが判明した場合
- (7) 利用者が Personal 30 の会員を退会してから2カ月経過した場合又は Personal 30 の体験利用から1年が経過した場合
- (8) その他、本サービスを利用いただくにあたり、不適切であると当社が判断した場合

#### **第14条（本サービスの停止等）**

1. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかの場合にも、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができます。

- (1) 本サービスについて、点検又は保守が必要である場合
- (2) 通信回線等の事故等があった場合
- (3) 地震、災害等の不可抗力による場合
- (4) 当社が停止又は中断を必要と判断した場合

2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により利用者に生じた損害について一切責任を負いません。

#### **第15条（本サービスの追加及び変更）**

1. 当社は、いつでも、本サービスの内容の全部又は一部を変更し、本サービスに新サービスを追加し、又は本サービスの提供を終了することができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は利用者に事前に通知するものとします。

2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切責任を負いません。

#### **第16条（本規約の改定）**

1. 当社は、本規約の全部又は一部を、いつでも改定することができます。

2. 当社は、前項の場合、利用者に対し、本規約の改定の1か月前までに、当社のホームページで公表する方法により告知します。

3. 本規約が改定された場合、改定後の本規約は、当社が定める日からその効力を生じ、利用者は、本規約の変更が効力を生じた後も、本サービスを利用し続けることにより、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

#### **第17条（無効な条項を含む場合の他の条項の取扱い）**

本規約の各条項の一部が、消費者契約法等消費者保護の法令又はその他の法令により無効又は執行不能とされる場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は継続して完全に効力を有するものとします。

#### **第 18 条 (準拠法)**

本契約の準拠法は日本法とします。

#### **第 19 条 (専属的合意管轄)**

本契約に起因する利用者及び当社間の本サービスに関する紛争の一切は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

コナミスポーツ株式会社

2024年2月9日制定